

# あなたの会社も、もにす認定を受けて、障害者雇用のロールモデルになりませんか？

厚生労働省では、令和2年度から従業員数300人未満の中小事業主を対象に、障害者雇用に関する優良な取り組みを行う事業主からの申請を加点方式で採点し、一定以上の得点のある事業主を「もにす認定事業主」として認定しています。

認定事業主は、自社の商品・サービスや広告等に「もにすマーク」を表示することが可能です。

また、厚生労働省による認定企業における障害者雇用の取り組みのホームページへの掲載のほか、ハローワークでも積極的な周知広報を行い、認定企業の社会的認知度が高まるよう支援しています。

千葉労働局では令和5年10月30日（月）に、アシザワ・ファインテック株式会社様（習志野市）に来局いただき、認定通知書の交付式を行いました。

千葉労働局では11番目、習志野市内の事業所としては初の認定事業主となります。



## アシザワ・ファインテック株式会社

習志野市・生産用機械器具製造業  
(交付式の様子)

「もにす」の由来  
共に進む（ともにすすむ）企業  
と障害者が共に明るい未来や社  
会に進んでいくことを期待して  
名づけられたものです。



### 当社の取り組み

「**社員の幸せ**」を第一に考え

- ・メンター制度による**社員の安心感の醸成**
- ・**育児休業取得率 男女ともに100%** 達成
- ・DXの推進
- ・代表取締役と若手社員の懇談（月1回）
- ・出身校、出身支援機関の見学の受け入れ等に取り組んでいます。

### 職場での作業風景



### 【お問い合わせ先】

最寄りのハローワークの雇用指導官

もしくは千葉県労働局職業安定部職業対策課（Tel：043-221-4392）まで、お問い合わせください。